

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちなか居住の推進に向けて、空き住宅兼店舗等の店舗部分を新規出店者等に賃貸しやすくするため、住宅部分と店舗部分を分離することに伴う水回り改修工事に要する経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅兼店舗等 補助対象区域に存する店舗等兼用住宅及び店舗等併用住宅をいう。
- (2) 空き住宅兼店舗等 住宅兼店舗等のうち、店舗部分が現に利用されていないもので、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。
- (3) 空き家マッチング制度 まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。
- (4) 空き家情報バンク 本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成28年5月2日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和4年10月4日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。
- (5) まちなか居住推進地区 上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和4年4月1日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。
- (6) 補助対象区域 直江津区内のまちなか居住推進地区の区域をいう。
- (7) 水回り改修工事 トイレ、キッチン、バス、洗面等の新設等（新設に伴う撤去及び移設を含む。）に係る工事及び当該工事に係る給排水工事をいう。
- (8) 施工業者 次のいずれかに該当する住宅関連業者をいう。

ア 市の区域内に本社（個人事業主にあつては、主たる事業所。イにおいて同じ。）を有する住宅関連業者

イ 市の区域外に本社を有する住宅関連業者で、当該住宅の建築の際に工事を施工したもの（元請業者に限る。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各

号のいずれにも該当する人とする。

- (1) 空き住宅兼店舗等を所有し、住宅部分に居住していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 補助金交付後、10年以上空き住宅兼店舗を活用する意思を有すること。
- (4) 補助対象区域内の町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き住宅兼店舗等の住宅部分と店舗部分を分離するために行う水回り改修工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施工業者に発注して実施する補助対象事業の実施に要する費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、一の空き住宅兼店舗等につき1回を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、事業を実施する前に、上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 住民票の写し
- (4) 資産証明書その他住宅の所有者が分かる資料
- (5) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (6) 施工内容が分かる図面

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付決定

通知書（第3号様式）により通知するものとする。

却下

(変更申請等)

第8条 補助事業者は、前条の申請内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）内容変更承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所
氏 名
電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）の交付を申請します。

施 工 場 所	上越市			
施 工 内 容	☐ 住宅部分と店舗部分の分離に係る水回り改修工事 （内容： ） ☐ 上記に伴う諸経費 （内容： ）			
事 業 費	円（消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）			
施工予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
事 業 収 支	収 入		支 出	
	補 助 金 交 付 額	円	工事等に要する経費	円
	自 己 資 金	円		
		円		
	合 計	円	合 計	円
添 付 書 類	☐ 位置図 ☐ 誓約書（第2号様式） ☐ 資産証明書その他住宅の所有者が分かる資料 ☐ 補助対象事業に係る見積書の写し ☐ 施工内容が分かる図面			

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、課の職員が次の公簿等を閲覧すること又は確認することを承諾します。

- (1) 納税状況
- (2) 市の他のリフォーム等助成制度の活用状況

申請者

第2号様式（第7条関係）

誓 約 書

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）の申請に当たり、関係法令及び上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付要綱を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

- (1) 補助金交付後、10年以上空き住宅兼店舗を活用する意思を有すること。
- (2) 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。
- (3) 補助金を暴力団の活動に使用しないこと。
- (4) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与しないこと。
- (5) 上記事項（(1)及び(2)を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還すること。

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者氏名

第3号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付決定通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）の交付について、次のとおり決定したので通知します。
理由により申請を却下

決定	交付決定額	円
	交付条件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 3 上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）交付要綱に従うこと。
却下	理由	

第4号様式（第8条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

施 工 場 所	上越市			
変 更 内 容				
施 工 内 容 （ 変 更 後 ）	☐ 住宅部分と店舗部分の分離に係る水回り改修工事 （内容： ） ☐ 上記に伴う諸経費 （内容： ）			
事 業 費 （ 変 更 後 ）	円 （消費税を含む。） （うち補助対象経費 円）			
施工予定期間 （ 変 更 後 ）	年 月 日 から 年 月 日 まで			
事 業 収 支 （ 変 更 後 ）	収 入		支 出	
	補 助 金 交 付 額	円	工事等に要する経費	円
	自 己 資 金	円		
		円		
	合 計	円	合 計	円
添 付 書 類 （変更事項に 関するもの）	☐ 位置図 ☐ 誓約書（第2号様式） ☐ 資産証明書その他住宅の所有者が分かる資料 ☐ 補助対象事業に係る見積書の写し ☐ 施工内容が分かる図面			

第5号様式（第9条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

施 工 場 所	上越市			
補 助 対 象 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日			
交 付 決 定 額	円			
事 業 費 清 算 内 訳	収 入		支 出	
	交 付 決 定 額	円	工事等に要する経費	円
	自 己 資 金	円		
		円		
	合 計	円	合 計	円
添 付 書 類	☐ 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し ☐ 補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真			

第6号様式（第10条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅兼店舗等水回り改修支援）確定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金
（住宅兼店舗等水回り改修支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知し
ます。

交 付 確 定 額	円
-----------	---